

No.25 1991. 3. 20

画面表示 (visual display) の著作物性

—アップル対マイクロソフト、HP事件の最新の中間判決—

1. はじめに

本誌4号、12号、13号で既に報告したように、カルフォルニア州北部地区連邦地方裁判所は、画面表示 (visual display) に関するアップル対マイクロソフト、ヒューレット・パッカード事件を審理しており、1989年3月20日、同年7月25日にそれぞれ中間判決を出してきたが、1991年3月6日、さらに双方から出されていた事実審理省略判決の申立に対する中間判決を出した。この中間判決では、1985年のアップル社とマイクロソフト社とのライセンス契約の対象となっていない画面表示があることを確認するとともに、アップル社の画面表示は著作物 (権) 性の要件であるオリジナリティを満たすものであることを認めた。

2. 従来の経過

今回の判決までの経過は次のとおりである。

マイクロソフト社がアップル社のマッキントッシュの画面表示などのユーザインタフェースと類似した“Windows 1.0”をIBMPC及びIBM互換PC用に開発したところ、両社間で紛争が発生し、交渉の結果1985年契約 (後述のとおりこの契約の内容が問題となった。)が成立した。そ

の後マイクロソフト社が“Windows 2.03”を開発し、販売を行い、またヒューレット・パッカー社（以下「HP社」という。）はマイクロソフト社からライセンスを受け“New Wave”を開発したが、これら“Windows 2.03”及び“New Wave”についてアップル社が視聴覚著作物としてのマッキントッシュの画面表示の著作権侵害等を主張して提訴した。

この事件の争点は次の3つにまとめることができる。

1. 1985年の契約でマイクロソフト社へライセンスされたユーザインタフェースは何か及びその利用権の範囲
2. アップル社が主張する画面表示などのユーザインタフェースの著作物（権）性
3. 仮に著作権が成立するとした場合その保護範囲

1989年3月20日、同年7月25日の中間判決はいずれも上記争点1についてなされたものであるが、要約すると次のとおりとなる。

- (1) 1985年の契約はアップル社の著作権侵害請求に対する完全な抗弁にならない。
- (2) 1985年の契約は“Windows 1.0”と5つの指定されたマイクロソフト社のアプリケーションプログラムに存在する画面表示を現在及び将来のソフトウェアプロダクツに使用することをマイクロソフトにライセンスしたものである。
- (3) “Windows 2.03”の画面表示は下記のものを除き“Windows 1.0”と指定されたアプリケーションプログラムに存在している。（即ち、ライセンスされている。）

記

- ① メインのアプリケーションウィンドがオーバーラップする（重なる）点
- ② アイコンの形状と操作における特定の変化

ここで問題はライセンスの対象と積極的に認定されなかった上記(3)の①、②の画面表示について、さらにライセンス対象と認定する理由が何かあるか、またアップル社の画面表示の著作物（権）性及びその保護範囲（前記争点2、3）に集約されることとなった。

3. 今回の判決

今回の判決は、前記争点1、2についてのものである。

(1) ライセンス契約

まず1について書面契約における起案者不利の解釈規範（契約中の語句がambiguous〈多義的〉なとき、それを用いた当事者に厳しく、不利に解釈すべしとするもの）を援用し、さらに、「著作権のライセンスは許諾されていない一切の利用を禁じるものとされる」という判例を引いて、「1985年の契約はマイクロソフト社のアプリケーションプログラムからマッキントッシュのオペレーティングシステムへのコールによって生成される画面表示はライセンスしていないと解釈されるべきである」とした。そして「1989年7月25日の判決でライセンスから除外された11の画面表示のうち7つはマッキントッシュのオペレーティングシステムによって生成

されている。従って、この7つは1985年の契約の下ではライセンスされていない。これら画面表示が同社のエクセルの1985年版の中に含まれることによって保護されるというマイクロソフト社の事実審理省略判決の申立は棄却する」と判断した。

HP社のライセンス契約（即ち1985年のアップル社とマイクロソフト社の“Windows 1.0”に関する契約及びマイクロソフト社とHP社とのライセンス契約）に基づき、本件画面表示を利用する権限があるとの事実審理省略判決の申立については、「55のアイテムについてはアップル社とマイクロソフト社の1985年の“Windows 1.0”に関する契約によってはライセンスされていない」と判断した。

(2) アップル社の画面表示の著作物性

アップル社はマンキントッシュの画面表示について著作物（権）性があるとの事実審理省略判決を求め、被告らは著作物（権）性を積極的に争った。

① 著作権局へ詐欺

HP社の主張の一つは、アップル社は著作物（権）性の一応の推定を受けることとなる著作権局への登録を行う際、既存の作品即ちゼロックス社のプログラム、スモールトークとスターに基づいているものであることを開示しなかった過失により、著作物（権）性の有効の推定は覆るとするものである。HP社らは先頃（1990年12月11日）カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所が出したアシュトンテェイト社対フォックス社事件の決定（d Baseは、パブリックドメインに基づいて作成したのに著作権局にこの事実を開示しなかったのは著作権局に対する詐欺として、登録による著作物（権）性の推定を認めず、無効とした。）を引用した。

これに対し裁判所は、HP社は本件アップル社の作品がゼロックス社の著作権を侵害しているとか、スモールトーク、スターからアイデアの表現を実質的に借りてきているという証拠を提出していないと判断し、審理すべき問題にはなりえないとした。

また、アップル社が著作権局を騙そうとしたこと及びアップル社の画面表示がゼロックス社のスター或いはスモールトークプログラムの派生的なものであるというHP社の主張の証拠上の基礎はなく、著作権局に対する詐欺の主張は成り立たないとした。

② オリジナリティ

「著作物（権）性の要件となるオリジナリティは最小でよい。独立して創作され、非常にささやかな知的活動が具現していればよい。新規性やユニークさは必要ない。

アップル社のデザイナーが、ゼロックス社のスモールトークとスタープログラムからアイデアを借用したという証拠はあるが、それらのプログラムから表現として保護される要素をコピーしたという申立に対する立証はない。」とした。

結 論

アップル社は著作権局に対して詐欺行為をしていない。アップル社の本件著作物はオリジナリティという著作権の要件を満たしているとのアップル社の申立（事実審理省略判決の申立）は認められる。著作権局への詐欺及びオリジナリティの欠如の抗弁は棄却される。

(3) 残された問題

ライセンスの対象と認められなかった画面表示についてマイクロソフト社とHP社は、それらはアイデア、scenen a faire（あたりまえの表現）、表そうとしているアイデアとマージしているか、それに不可欠な表現であるから保護されないと主張した。

しかし、裁判所は「（この裁判所の控訴裁判所となる）第9巡回区ではマージの問題は、実質的類似性の認定は妨げうるが著作物（権）性の論点には適用されてこなかったので、当裁判所はこれに従わなければならない。」とした上、「本件著作物が実質的に類似しているかどうかの決定には機が熟していない。」とした。

4. 若干のコメント

本判決は、オリジナリティの要件について極めて低いレベル（他を真似しなければよいと同様と言ってもよいようなもの）を採用しているが、これが果たして妥当かという問題があろう。

また、本件画面表示（の実質的な部分）が表現かアイデアかは著作物（権）性の判断に影響してくる論点になると考えられるが、これについては殆ど検討がなされていない印象がある。

マッキントッシュの画面表示のオリジナリティが認められたことにより、本件事件の焦点は専ら保護範囲に向けられることとなったわけであるが、アイデアはゼロックス社のプログラムから借用したのであるから、借用したアイデア以外の要素について、しかも表現としてのオリジナリティとは何かを認定した上で保護範囲が決定されなければならないであろう。